

サービス利用料金表<3割負担の方/令和4年10月~>

多床室		(月額)				
区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日…①	573 単位	641 単位	712 単位	780 単位	847 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口/日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口/日…③	13 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)/日…④	36 単位				
	小計/月…⑤=(①~④)×30	18,780 単位	20,820 単位	22,950 単位	24,990 単位	27,000 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)/月…⑥=⑤×0.083	1,559 単位	1,728 単位	1,905 単位	2,074 単位	2,241 単位
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)/月…⑦=⑤×0.027	507 単位	562 単位	620 単位	675 単位	729 単位
	介護職員等 ^へ -スアップ等支援加算/月…⑧=⑤×0.016	300 単位	333 単位	367 単位	400 単位	432 単位
	合計/月…A=⑤+⑥+⑦+⑧	21,146 単位	23,443 単位	25,842 単位	28,139 単位	30,402 単位
介護サービス費用/月…B=A×10.27		217,169 円	240,759 円	265,397 円	288,987 円	312,228 円
うち介護保険から給付される額…C=B×0.7		152,018 円	168,531 円	185,777 円	202,290 円	218,559 円
自己負担額…D=B-C		65,151 円	72,228 円	79,620 円	86,697 円	93,669 円
居住費/月…E		25,650 円 (855 円/日)				
食 費/月…F		43,350 円 (1,445 円/日)				
基本利用料/月…D+E+F		134,151 円	141,228 円	148,620 円	155,697 円	162,669 円

ユニット型個室		(月額)				
区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日…①	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口/日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口/日…③	18 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)/日…④	46 単位				
	小計/月…⑤=(①~④)×30	21,600 単位	23,640 単位	25,830 単位	27,900 単位	29,910 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)/月…⑥=⑤×0.083	1,793 単位	1,962 単位	2,144 単位	2,316 単位	2,483 単位
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)/月…⑦=⑤×0.027	583 単位	638 単位	697 単位	753 単位	808 単位
	介護職員等 ^へ -スアップ等支援加算/月…⑧=⑤×0.016	346 単位	378 単位	413 単位	446 単位	479 単位
	合計/月…A=⑤+⑥+⑦+⑧	24,322 単位	26,618 単位	29,084 単位	31,415 単位	33,680 単位
介護サービス費用/月…B=A×10.27		249,786 円	273,366 円	298,692 円	322,632 円	345,893 円
うち介護保険から給付される額…C=B×0.7		174,850 円	191,356 円	209,084 円	225,842 円	242,125 円
自己負担額…D=B-C		74,936 円	82,010 円	89,608 円	96,790 円	103,768 円
居住費/月…E		60,180 円 (2,006 円/日)				
食 費/月…F		43,350 円 (1,445 円/日)				
基本利用料/月…D+E+F		178,466 円	185,540 円	193,138 円	200,320 円	207,298 円

注1) 月額は、30日分の金額です。

注2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。

初期加算: 30単位/日、外泊時費用: 246単位/日、療養食加算: 6単位/回(1日3回限度)、口腔衛生管理加算: 90単位/月
 看取り介護加算: 死亡日45日前~31日前: 72単位/日、死亡日30日前~4日前: 144単位/日、死亡日前々日: 680単位/日、
 死亡日前日: 680単位/日、死亡日: 1,280単位/日

注3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヶ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 22単位/日を算定します。

注4) 小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。